

時評 とくしま



山崎 勝之
鳴門教育大
大学院教授

「無意識」の話をしよう

世に凶悪犯罪の絶えたためにはない。殺人事件の悲惨さは、極刑を望む声を多く生む。本県での殺人事件の発生率は全国平均を大きく下回るが、それでも近代司法の成立以降、例に事欠かない。許しがたい殺人であるが、無罪か減刑に処される場合がある。刑法39条「心身喪失者の行為は、罰しない」の適用である。心身喪失とは、物事の理非善悪を弁識（理解）する能力がない、弁識に従って行動する能力のない状態を指す。つまり、犯罪への責任能力がないことで、原因は精神の障害とされる。精神科医は要請に応じて起訴前後に精神鑑定を行い、その結果は司法判断

自由意志と推定無罪

を大きく左右する。罪に問う前に治療が必要であり、検査結果が入手できれば犯罪前の予防も可能になることを示唆する。そこでは、弁識のもと、自分の意志で行動をしたという前提で行為の是非が問われる。ところが、この責任能力の適用的論理を根底から覆す科学的知見が二つある。まず、近年の「神経犯罪学」の示すところによれば、生物学的、社会的要因のひずみから多くの犯罪者の脳が深刻なダメージを受けているという。これは精神鑑定をすり抜け得る問題で、脳スキャンなどの医療検査が必須になる。そのダメージは、自由意志なく自動的に加害行為を実行する傾性を生む。この傾性の存在は、罪に問う前に治療が必要であり、検査結果が入手できれば犯罪前の予防も可能になることを示唆する。これは、司法の次元を超えた対応になる。ある脳部位の腫瘍切除後の是非が問われる。ところが、この責任能力の適用的論理を根底から覆す科学的知見が二つある。まず、近年の「神経犯罪学」の示すところによれば、生物学的、社会的要因のひずみから多くの犯罪者の脳が深刻なダメージを受けているという。これは精神鑑定をすり抜け得る問題で、脳スキャンなどの医療検査が必須になる。そのダメージは、自由意志なく自動的に加害行為を実行する傾性を生む。この傾性の存在は、

実験で証明した。同期して脳科学や心理学は、人の営みの9割以上は無意識下で行われていることを解明しつつある。つまり、意志や意識の機能は極めて限定的である。哲学上の「ゾンビ問題」では、意識がない人間が存在できる可能性を問う。盲目と診断された男性が、障害物の置かれた初めての廊下を一人で見事に渡り切る。排卵期の女性見物者を前にすると、スケートボードはリスクの高い離れ業をやつてのける。身近に潜む無意識の力は、想像をはるかに超えている。こう考えると、司法判断が意識の領域のみで行われることの瑕疵は明白である。この新知見は、現実社会の運営にパラダイムシフトを求める。渴して井は穿つまい。